別表六（三十二）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の６第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の６第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲げる場合に「可」と記載すること。

⑴　別表六（七）「３」、「７」、「８」、「12」又は「15」の要件のいずれかに該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第19項第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

⑶　当該事業年度が令和６年４月１日以後に開始する事業年度に該当する場合

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑻」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

4　「同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額　⑾」及び「同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額　⒀」の各欄は、租税特別措置法第42条の12の６第２項第１号に規定する条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した同条第１項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備のうち同号に規定する特定基地局用認定設備に係る額の合計額を記載すること。

別表六の11㈢の表を次のように改める。